

令和8年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和8年6月19日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	4 七原 剛
5 加藤弘文	6 今泉吉人	7 山口伸彦
8 田中邦利	9 原田直幸	10 金田敏行

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	関谷 恭	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	松井秀和	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	後藤京三	教育課長	下平 功
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

- 日程第1 議案第41号
設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生委員長報告）
- 日程第2 議案第42号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について（文教厚生委員長報告）
- 日程第3 議案第43号
設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について（文教厚生委員長報告）
- 日程第4 議案第44号
設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について（文教厚生委員長報告）
- 日程第5 議案第45号

令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第 6 議案第 46 号

令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（文教厚生委員長報告）

日程第 7 陳情第 4 号

介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけて国の意見書の採択を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 8 陳情第 6 号

mRNA ワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業中止の意見書の提出を求める陳情書

（文教厚生委員長報告）

日程第 9 陳情第 12 号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 10 陳情第 13 号

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 11 所掌事務の調査報告

（設楽ダム対策特別委員長報告）

日程第 12 発議第 1 号

介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定を求める意見書

（追加）

日程第 13 発議第 2 号

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし複数配置を基準とすることを求める意見書

（追加）

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

日程第 15 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。6 月定例会も本日は最終日となりました。よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は 9 名全員です。定足数に達しておりますので、令

和 8 年第 2 回設楽町議会定例会 2 日目を開催します。

これから本日の会議を開きます。

初めに土屋町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。本日 6 月定例議会最終日に際しまして、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。最終日にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る 6 月 14 日日曜日に寒狭川の鮎釣りの解禁があり、早朝より多くの釣り人が設楽町を訪れ、鮎釣りを楽しんでおられました。この次の日曜日です、6 月 21 日には鮎まつりが道の駅したらで行われ、キッチンカーの出店や八雲苑の特別出店もありますので、ぜひ、足をお運びしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

また、同日、旧清崎貯木場跡地にて、バイクイベントも開催されますので、あわせて御参加をお願いしたいなと思っております。

それからですね、私も議員をやっておりましたので、議員の皆さん、町の諮問するところには出ないと、確か申合せがあると思いますので、出られるかどうかは少しわかりませんが、総合計画の策定における住民フォーラムをこの 21 日日曜日に行います。特産物振興センターのほうで 13 時から、住民の皆さんの参加をいただくなかでやっていきますので、御承知おきだけいただきたいというふうに思います。

次に、平和祈念式典であります。先日の一般質問の答弁でもお答えをさせていただきましたが、8 月 8 日土曜日、午前 10 時から奥三河総合センター講堂におきまして、設楽町平和祈念式典を開催いたします。議員各位におかれましては、万障繰り合わせの上、御出席をいただきますよう改めてお願い申し上げます。また一般質問のなかでもふれられておりましたが、私どもの真意がうまく伝わってなければおわびを申し上げるところであります。平和に関する事業は毎年やってまいります。平和に関する事業は毎年やってまいります。平和記念式典というものは、隔年で開催をするということでもあります。この平和祈念式典を開催しない年には、平和宣言の精神を継承するような事業を展開をしていこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いしますと思います。内容につきましては固まり次第、議員の皆様へ御報告をさせていただきます。

最後に、新聞報道でもありましたが、株式会社あかりについてであります。6 月 15 日に設立総会が行われ、今後、地域課題の解決に向けた事業展開をするというふうに伺っております。まだ少し時間がかかるようかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

本日は、追加案件はございません。慎重審議の上、適切な議決を賜り

ますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。議会運営委員長、6 番今泉吉人君。

6 今泉 おはようございます。令和 8 年第 2 回定例会第 2 日目の運営について、6 月 16 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案 6 件、陳情 4 件、委員会の調査報告 1 件、追加案件は、議員発議 2 件、継続調査申出が 2 件です。

日程第 1 から日程第 10 までは、委員会付託案件で、一括上程し、委員長に報告に対する質疑、討論、採決は 1 件ごとを行います。

日程第 11 は、設楽ダム対策特別委員会の調査報告で、単独上程です。

日程第 12 から日程第 13 は、追加案件、議員発議でそれぞれ単独上程し、質疑討論採決を行います。

日程第 14、日程第 15 号は継続調査の申出で、それぞれ単独上程です。

詳細は御手元に配付の議案等審議一覧のとおりです。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第 1、議案第 41 号「設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から、日程第 10、陳情第 13 号「介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情」までを一括議題とします。

本案は総務建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりますので、両委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長、4 番七原剛君。

4 七原 令和 8 年第 2 回総務建設委員会委員長報告を行います。報告の前に資料の訂正をお願いいたします。上から 5 行目ですね、付託された議案 10 件となっておりますけども、2 件の誤りですので、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

それでは、報告を行わさせていただきます。6 月 9 日火曜日、午前 10 時 28 分から午前 10 時 49 分まで、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員 8 名全員、議会事務局長、執行部からは町長、副町長はじめ計 8 名の方の出席をいただいております。付託された議案 2 件について審議し、審議の結果を報告いたします。

審査事件、1 付託事件、議案第 44 号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑 5 件、

討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものと決しました。主な質疑につきましては、御手元の資料を御覧ください。

続きまして議案第 45 号「令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」総務建設委員会所管、質疑 2 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑につきましては、御手元の資料を御覧ください。

2 その他、特にございませんでした。

役場での会議終了後、3 番の管内視察を行いました。愛知県田口高等学校に伺い、アウトドア事業と清和寮のほうを視察させていただきました。

午後 1 時 40 分、会議を終了いたしました。以上です。

議長 次に文教厚生委員会委員長、2 番村松純次君。

2 村松(純) 令和 8 年第 2 回文教厚生委員会委員長報告をいたします。令和 8 年 6 月 11 日木曜日、午前 9 時から 10 時 6 分まで、議場で行いました。出席者は文教厚生委員会 8 名全員、議長、事務局長、町長、副町長、教育長以下関係課長であります。他、計 10 名であります。付託された議案 5 件、陳情 4 件について審議の報告をいたします。

審査事件、1 付託事件、(1) 議案第 41 号「設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、質疑 1 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は、記載のとおりであります。

(2) 議案第 42 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第 43 号「設楽町町営バス待合場条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 議案第 45 号「令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」、文教厚生委員会所管、質疑 8 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は記載のとおりであります。

(5) 議案第 46 号「令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑 2 件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は記載のとおりであります。

(6) 陳情第 4 号「介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて、国の意見書の採択を求める陳情」、趣旨採択意見 1 件、採択意見 1 件、全員賛成で採択すべきと決しました。主な意見は記載のとおりであります。

(7) 陳情第 6 号「mRNA ワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業中

止の意見書の提出を求める陳情書」、不採択意見 1 件、採択意見 1 件、聞きおく意見が 1 件、継続審査が 1 件、聞き置く多数により聞き置くとすべきと決しました。主な意見は記載のとおりであります。

(8) 陳情第 12 号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」、趣旨採択意見 1 件、採択意見 1 件、趣旨採択多数で趣旨採択とすべきと決しました。主な意見は記載のとおりであります。

(9) 陳情第 13 号「介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情」、採択意見 2 件、採択多数で採択すべきものと決しました。主な意見は記載のとおりであります。

2 その他で、小中学校のブログの一部閉鎖についての報告がありました。以上です。

議長 委員長の報告は終わりました。

質疑討論採決は 1 件ごとに行います。

議案第 41 号「設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 41 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 42 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 42 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 42 号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議長 議案第 43 号「設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 43 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 43 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 議案第 44 号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 44 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 44 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 議案第 45 号「令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 45 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 45 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 議案第 46 号「令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 46 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 46 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 陳情第 4 号「介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけ

て国の意見書の採択を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 陳情第6号「mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第6号は委員長報告のとおり、聞き置くとすることに決定いたしました。

議長 陳情第12号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 12 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 12 号は委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 陳情第 13 号「介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 13 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長 日程第 11「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いいたします。設楽ダム対策特別委員会委員長 7 番山口伸彦君。

7 山口 それでは、令和 8 年第 2 回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。日時 6 月 16 日火曜日、9 時 25 分から 10 時 20 分、これは役場の議場で開催させていただきました。その後、視察を一番最後の

ほうにありますとおり、10時30分から11時40分に行いました。内容につきましては、質疑の後の視察のほうで説明させていただきます。出席者は設楽ダム対策特別委員会委員5名、それに議長と事務局長。設楽町からは土屋町長はじめ7名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは舘井所長ほか14名。愛知県豊川水系対策本部からは杉山副本部長、牧事務局長ほか6名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは大井所長ほか3名の出席をいただきました。

まず最初に、議長、土屋町長、舘井所長、杉山副本部長より、下記の内容を含めて御挨拶をいただきました。

次に、所掌事務の調査に入りました。

1番2番につきましては、設楽ダム建設事業について、設楽ダム工事事務所から資料1、設楽ダム関連事業出張所から資料2に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。報告書のとおり、質問が4件、回答4件、要望を1件、内容につきましては、記載のとおりでございます。

最後に現地視察がございましたので、その他の4につきましては、議場で行いましたので先に報告させていただきます。主に水源基金の質問が全てで、報告書のとおり、質問2、回答2、また町長より、今後の対応についての説明がございました。

議場での内容は以上のとおりであり、その後、現地の視察に入りました。現地の視察につきましては、場所は県道設楽根羽線の暫定供用区間及び八橋地区の付替え道路4路線について視察をさせていただきました。出席者は設楽ダム対策特別委員会委員5名。議長、そして事務局長。設楽町からは、土屋町長ほか町執行部関係職員。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、舘井所長ほか関係した職員。視察に関係した職員。愛知県豊川水系対策本部からは、杉山本部長、牧事務局長ほか担当及び関係した職員であります。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、大井所長ほか同様関係された職員の参加をいただきました。現場では、各議員おののに質問をして、回答いただいておりますので、内容につきましては、記載、まとめてありません。

以上、現地を視察いたしまして、現場にて設楽ダム対策特別委員会を解散させていただきました。以上であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第12、発議第1「介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求め

ます。提出者 2 番村松純次君。

2 村松(純) 発議第 1 号、提出者村松純次、賛成者村松一徳。発議第 1 号の提案理由を説明いたします。

介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定を求める意見書(案)。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。提案理由。介護・障害福祉職場で働く労働者、利用者とともに人権が守られる職員定着、確保の観点から、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

意見書の内容につきましては、こちらに記載のとおりであります。皆様、一読していただいていると思いますので、読み上げるのは省略させていただきますが、このように、意見書の内容で提出しようと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 1 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 1 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 13、発議第 2 号「介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし複数配置を基準とすることを求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。提出者 2 番村松純次君。

2 村松(純) 発議第 2 号の提案理由の説明をいたします。提出者村松純次、賛成者村松一徳。介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし複数配置を基準とすることを求める意見書。上記の議案を別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。提案理由。介護・障害福祉職場で働く職員、利用者誰もが安心して利用できる施設にする必要がある。それには夜勤の複数配置を国の最低基準としてただちに実現する等が必要のため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするもので

あります。

意見書につきましては、2011 年 11 月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で 30 代男性の職員が 1 人夜勤中に倒れ亡くなる痛切な事故が起きました。利用者は職員が倒れたことはわかって、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待ち、朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも命は助かったが、職員・利用者の命を守るためにも、複数夜勤体制の実現は喫緊の課題である。2025 年度に愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部が行った春の自治体キャラバンアンケートの結果でも明白である。愛知県内の夜勤の複数配置を取得するための夜勤支援体制加算の取得状況を確認したところ、愛知県内の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数 789 件のうち、加算Ⅰの取得が 13 件、加算Ⅱの取得が 28 件と 1 割にも満たしておらず 1 人夜勤となっている。障害分野のグループホームの夜間支援体制加算の取得状況では、事業所総数 1082 件のうち、加算Ⅳの取得は 15 件、加算Ⅴの取得は 9 件、加算Ⅵの取得は 2 件と改善取得は進んでいない。障害分野の報酬改定検討チームでも加算の取得が進んでいないことが指摘されており、支援の質にもつながる問題である。愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部が取組んだ 2023 年度夜勤実態調査では、該当者 296 件のうち、手をあげそうになったことはあるかという設問に対して 101 件があると回答している。その内容には、利用者が眠れず自分自身にも余裕がない中で利用者的大声にイライラしたときとあり、1 人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながっている。職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準としてただちに実現する必要がある。よって、設楽町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。1 介護・障害施設の夜勤体制は、1 つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現するように基本報酬を引上げること。2 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。愛知県設楽町議会、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛ということで、以上の意見書の内容で提出しようとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第 2 号の質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。質疑ありますか。

5 加藤 先ほどの委員長報告の際に、質問すべきだったなというふうに反省してるわけですが、陳情第 13 号の質問の最後にですね複数夜勤体制の加算ⅠからⅥという表記があるわけですが、説明を求めるという質疑に対して、

後日上記の件は確認して伝えるという回答をいただいているように思います。いま一つ、その内容がわかりにくいので、この段階で説明を求めてもよろしいでしょうか。

2 村松(純) 私の記憶では執行部の方からの返事待ちではないかとのことではないかと思えますけど。

ということなので、委員長報告に対しての質疑ということですので、ここでは答えられないということではないかと思われます。後日でいいですか。

議長 5 番加藤弘文君それでよろしいですか。

5 加藤 ちょっと質問を出すタイミングが悪かったかと反省しております。後日受け止めたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまちょっと訂正がありますので、訂正箇所を申し上げますので訂正をお願いします。本文の記と書いてあるところより、数段上のところですけども。

お諮りいたします。暫時休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時45分

議長 休憩に引続き会議を開きます。

2 村松(純) すみません。先ほどの意見書の一部、改正をお願いいたします。

意見書の内容の下から6行目ですか、2023年度夜勤実態調査では、の後の丸を削除していただきたいと思います。以上です。

議長 これについて質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第15「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員会委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員会委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって設楽ダム対策特別委員会委員長の申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和8年第2回設楽町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前9時48分